

クラス番号	632	担当教員名	横川 正平
テーマ	地方公共団体の社会福祉行政の役割を考える ～介護保険・地域包括ケアシステムを中心に～		
著書・論文	著書：『地方分権改革と医療・福祉政策の変容』創成社、単著、2014年 論文：「地方分権の進展が医療費適正化計画の療養病床削減策に与えた影響に関する研究」『日本医療・病院管理学会誌』2010年「都道府県国民健康保険広域化等支援方針に関する研究」『中部社会福祉学研究』第4号 2013年		
研究課題等	研究課題：医療保障制度、介護保険、地方分権と地方自治、ナショナルミニマムと地方分権		

ゼミナー概要

キーワード：社会保険、ナショナルミニマム、地域格差、地方分権

目的、内容、方法等：

2014年6月18日に成立した、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」(医療・介護総合推進法)により、要支援者への支援の見直しや利用者負担の見直しを含む介護保険法改正、あるいは都道府県に病床機能報告や地域医療構想作成を義務付ける医療法改正等が行われました。

また、2015年5月29日に成立した「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」において、2018(平成30)年度から、市町村に代わって都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担うこととされました。

ここで改革の対象となっている介護保険・国民健康保険は、市町村を保険者とする社会保険です。地方公共団体を運営主体とする社会保険には、その他に全市町村が加入する各都道府県後期高齢者医療広域連合を運営主体とする後期高齢者医療制度があります。

しかし同じ社会保険といっても、健康保険のように被用者が健康保険組合という公法人を設立して運営するものや、国民年金のように国から委任・委託を受けて日本年金機構という特殊法人が運営するもの、労災保険のように国が保険者となるものなど、その運営主体は様々です。

では介護保険・国民健康保険・後期高齢者医療制度は、なぜ市町村あるいは全市町村が加入する広域連合が運営主体となっているのでしょうか。その問題を考えるには、わが国の国民皆保険の達成の経緯とその後の社会経済の変遷とりわけ産業構造の変化と高齢化の進展を学ぶ必要があります。それは、これらの制度、特に国民健康保険が抱える、医療費・保険料の地域格差という構造的問題について学ぶことになります。

このゼミではこれらを踏まえ、高齢者介護・医療の行政分野を中心に、国・都道府県・市町村がいかなる役割を担っているのか、それはどのように変わろうとしているのか、地域の自主性や住民参加はどうなるのかについて、一緒に考えたいと思います。

授業計画：

3年次の前期は、社会保障制度の基本的枠組みを押さえながら、市町村が保険者として運営している介護保険について、国・都道府県・市町村のそれぞれの役割を学びます。後期は、テーマを絞って、グループごとに市町村や社会福祉協議会の訪問調査を行い、発表と議論を行います。

3年次の年度末には、個人ごとに卒論のテーマと研究計画を提出してもらいます。また、公務員試験についての相談援助にも応じます。

4年次の前期は、個人ごとの卒論の研究計画や具体的な調査方法について、指導・援助を行います。また、後期には、学生同士のピアレビューを行ったうえで、卒論の添削指導を行います。また、卒論を早期に仕上げ、その後は国家試験対策に取り組みます。

担当教員からのメッセージ

地方自治体の社会保障行政の役割分担の仕組みとあり方を、視察や先輩公務員の話を聞く機会を交えながら、一緒に考えていきたいと思っています。ゼミの運営や卒論テーマについては、学生諸君の率直な意見に応えたいたいと思います。

地方自治体の公務員を志望する学生や、地域の高齢者医療・福祉の現場で働くことを目指す学生諸君にとって、制度改革が頻繁に行われている現在、政策の大きな流れを把握する思考方法が、今後一層重要になるとを考えます。公務員志望の学生（私自身35年間県職員であり、市町村や県社協への出向経験もあります。）や社会保障と行財政のあり方に関心のある学生諸君の主体的参加を期待します。